

Q 基地再編交付金の農業関係への見返りが乏しいのではないかと農協としても何か農家を助ける働きかけをしてもらえないか。

A 農政連種子島地区連絡協議会において、再編交付金の農業振興への要請を各市町長に対し実施しております。特に西之表市、南種子町については再編交付金より肥料・飼料価格高騰対策等の支援措置を講じて頂いております。引き続き農業振興への要請をおこなって参ります。

Q 組合員数が毎年減少している中、理事の定数について見直しを行っていく予定はないのか。

A 役員の定数等見直しについては、改正農協法・監督指針を踏まえ、生産者組織代表等を含めた組織整備委員会へ諮問を行い、定款変更等について理事会へ提案・承認後、総代会に付議する流れとなります。状況に応じて検討を行います。

Q 組合員のメリットは何があるのか。

A 組合員については、資金借入れ等若しくはインボイスに係る農協特例（野菜類、米類）の委託販売を利用することが出来ます。また、正組合員については、議決権の行使等、事業運営に参画できる権利を有しております。

Q 令和6年度は黒字となったが、利用高配当は出来ないのか。

A 利益準備金については、定款の定めにより当期剰余金の三分の一以上の積立が必要になります。したがって、利益準備金に2,000万円の積立を提案しております。また、出資配当金についても、昨年度は欠損金を計上したこととから0.5%での配当となりましたが、今年度は一昨年前までの1.0%の還元を行っており、次年度以降の経営状況も鑑み処分案を提案しておりますのでご理解ください。

Q 近年、集落内の農家も減少傾向にあり、総代選出時の集落毎の定数見直しは出来ないものか。

A 総代の定数については、定款で定められております。また、総代の集落毎の定数については、全正組合員数に占める各集落正組合員数の割合により決定しておりますのでご理解ください。



若い農業者の皆さん！

自分の老後自分で守れますか？

農業者年金なら・・・

■ 国庫補助で手厚い支援

1万円の自己負担で**2万円の積立てが実現！**

■ 早く加入すれば、**国庫補助が長く受けられます**

■ 自ら支払った保険料は、**全額社会保険料控除の対象！さらに保険料は自由に選べます！**

※農業者年金の加入には、

「国民年金第1号被保険者であること」

「年間60日以上農業に従事していること」

「60才未満であること」

の3つの要件を満たしている必要があります。

※国庫補助を受けるためには加えて、「認定農業者、認定新規就農者であること」や「青色申告をしていること」等の要件が必要です。

※詳しくは、お近くの農業委員会、又はJAへ！



NOU
NEN



若い
今こそ年金
アクション！

詳しくは... <https://www.nounen.go.jp>

